3．代表者の氏名　代表取締役　畑岡　宏光
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1962号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年４月４日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 22 年 10 月４日
関東財務局長　森川　卓也

## 金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　ユタカ・フューチャーズ株式会社
2．住所　東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目６番３号豊第２ビル３階Ｂ（旧住所：東京都中央区日本橋小網町１番13号チェスターコート日本橋1204号室）
3．代表者の氏名　代表取締役　多々良孝之
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1118号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年４月４日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 22 年 10 月４日
関東財務局長　森川　卓也

## 金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　株式会社ＪＢＦパートナーズ
2．住所　東京都千代田区丸の内２―２―２丸の内三井ビル８階
3．代表者の氏名　代表取締役　河野　芳隆
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1961号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年４月４日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 22 年 10 月４日
関東財務局長　森川　卓也

## 金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　Tantallon Research Japan 株式会社
2．住所　東京都港区北青山三丁目10番９号
3．代表者の氏名　代表清算人　ペロダン・エリック・モリス・ルイ
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1688号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年４月４日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 22 年 10 月４日
関東財務局長　森川　卓也

## 金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　Ｊ―ストック・パートナーズ株式会社（旧商号：株式会社グリーンリバー）
2．住所　東京都港区南青山５丁目12番３号
3．代表者の氏名　代表取締役　池北　光男
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第697号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年４月４日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 22 年 10 月４日
関東財務局長　森川　卓也

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２２年（フ）第６０６８号**
大阪府東大阪市荒川１丁目14番26号
債務者　株式会社ロアール
代表者代表取締役　谷合　洋三
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月22日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６５８２号**
大阪府高槻市南庄所町１番１号
債務者　有限会社小野川建設
代表者代表取締役　小野川幸治
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮藤　幸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月22日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６６１０号**
大阪市中央区大手前１丁目７番31号
債務者　株式会社エル・シー・ビー
代表者代表取締役　黒川　　誠
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若三　洋平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月22日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６０６１号**
大阪府東大阪市新家東町３番20号
債務者　リューズ株式会社
代表者代表取締役　結城　成治
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那須　智美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月25日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６４７８号**
大阪市中央区本町３丁目１番９号ＫＡＬビル５階
債務者　株式会社フォーション
代表者代表取締役　神田　英行
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有田　沙織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月25日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６５８０号**
大阪市北区天神橋１丁目８番16―202号
債務者　有限会社アームス
代表者代表取締役　平野　光也
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大谷　理香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月25日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６６６３号**
大阪市港区夕凪２丁目３番２号
債務者　株式会社ステップ
代表者代表取締役　小笠原国次
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　裕悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月25日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部